

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 環境保全課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長環境第287号
委 託 業 務 名 称	消費学習啓発事業業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地
業 務 の 概 要	(1)健全な消費環境生活を送るための啓発・情報発信に関すること (2)消費者が環境に配慮した暮らしへ転換するための実践活動に関すること (3)消費者問題啓発の目的を達成するための事業に関すること (4)長浜市消費生活フェアの企画、開催、および予算に関すること (5)長浜市消費生活フェアで、市民に快適な生活の啓発をすすめること
履 行 期 間	令和5年 6月 1日 から 令和6年 3月31日
契 約 年 月 日	令和5年 6月 1日
契 約 額 (税 込)	500,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市八幡東町632番地 [商 号 又 は 名 称] 長浜市消費学習研究会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当事業は幅広い啓発が必要となるため、会員数が多く、従来から積極的に消費生活全般に関わる学習・実践を行っている「長浜市消費学習研究会」に業務を委託することが最適であるため
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額 を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修 (2) 理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあると き。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。